

**厚労省「新型コロナウイルス感染症対策」の中で
医療機関の受入れ体制等に関するもの**

(その2)

2020. 3. 11/高知保険医協会事務局

「電話再診」で慢性疾患等に対する医薬品を処方した場合の疑義について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等の当該慢性疾患等に対する医薬品が必要な場合、電話や情報通信機器を用いた診察で処方箋を発行し、「電話等再診料」「処方箋料」の算定することが可能となっているお知らせをしましたが、その後下記のような点での質問が相次いだため、四国厚生支局高知事務所に確認をしました。

- ① 処方箋料だけでなく院内処方を行った場合の処方料、薬剤料、調剤料の算定は可能か？→可能
- ② 医学管理料の算定は可能か？→不可
- ③ 外来管理加算の算定は可能か？→不可
- ④ 薬剤によって設けられている投与日数制限や、湿布薬の「70枚」の制限の変更はないか？→変更なし

その他関連情報

- ① 電話や情報通信機器を用いて診療し医薬品の処方を行い、処方箋をFAX等で薬局に送った場合「電話等再診料」「処方箋料」を算定できる取扱いは、歯科についても同様とのことです。
- ② 難病や障がい者、生活保護等公費医療を受給している方が、それらの指定医療機関が休業している等緊急の場合には、指定医療機関以外の医療機関でも受診が可能となっています。
- ③ 健康保険の被保険者が、自覚症状はないものの「新型コロナウイルス陽性」により休職した場合や、発熱で自宅療養をした場合にも、傷病手当金の支給対象となりうるとのことです。
- ④ 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業して労働者に休業手当を支給した場合の「雇用調整助成金」の対象に「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」も対象とする特例の拡大がされました。以下の場合が対象となります。
 - ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
 - ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合。
 - ・労働者が感染症を発症していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。
 - ・小学校の休校により、大半の労働者が長期的に休暇を取得することにより、生産体制の維持等が困難になり営業を中止した場合。